

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第12回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

- ・ 4月20日の初発から現在までに、23農場で感染が確認された。
- ・ 当初は牛での感染のみであったが、4月28日から豚での発生が確認され始めた。
- ・ 牛に続き、豚での発生が続いていることから、疫学調査を迅速に進め、これまでの牛での発生と豚での発生の関連を確認すべきである。
- ・ 感染確認後の迅速な殺処分等により、既に1例目から7例目、9例目から11例目、13例目、16例目及び22例目の農場まで防疫措置が終了しており、引き続き迅速かつ適切な防疫措置が必要である。
- ・ 今回、宮崎で分離されたウイルスは、(独)動物衛生研究所及び英国家畜衛生研究所が分析した結果、2010年に韓国や香港で分離されたウイルスと近縁であることが確認された。

2 今後の防疫対応について

- ・ 初発から2週間以上経過しているが、宮崎県での発生は半径10 kmの移動制限区域(2か所)の概ね3 km以内に収まっており、風による広範囲なウイルスの拡散は考えにくく、人や車両等による伝播が否定できないことから、あらゆる可能性を想定し、引き続き厳格な消毒や農場内への出入りの制限を実施するとともに現行の発生農場での迅速な殺処分、埋却等による防疫措置を徹底すべきである。
- ・ 現在の発生状況を踏まえると、迅速かつ確実に殺処分・まん延防止を実施する必要があることから、これらに対応できる獣医師等を増員し集中的に現場に投入すべきである。
- ・ 人やものによるウイルス伝播を念頭に、引き続き、徹底的な疫学調査による感染源及び感染経路の究明を進めるべきである。
- ・ 移動制限区域の解除に際しての血清疫学調査等については、移動制限区域内の牛及び豚の飼養農場全戸における臨床検査及び半径3 km以内の牛飼養農場全戸を対象とした血清学的検査を実施することとされた。